

排出量取引の国内統合市場の試行的実施

平成20年10月21日
環境省市場メカニズム室

第1部

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」 制度概要

「低炭素社会・日本」をめざして ①

(平成20年6月9日 福田ビジョン)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

＜低炭素社会への転換＞

- ・ 化石エネルギーへの依存を断ち切る
- ・ 低炭素社会への移行＝「新たな経済成長の機会」
- ・ 我が国の良さ、伝統(「自然との共生」「もったいない」)を活かし、自信を持って第一歩を踏み出すべき

＜2050年までに世界全体で排出量を半減する目標＞

- ・ G8及び主要排出国との間で共有することを目指す
- ・ 日本は、2050年までに、現状から60～80%を削減する長期目標を掲げる

＜10～20年での世界全体の排出量のピークアウトという目標＞

- ・ 「全員参加」型の「公平かつ公正なルール」が不可欠
←セクター別アプローチが有効
- ・ 目標の設定に関する国際的に共通な方法論を確立する
- ・ 我が国の中期的な国別総量目標を来年の然るべき時期に発表

「低炭素社会・日本」をめざして ②

＜具体的な政策の4つの柱＞



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

① 革新技術の開発と既存先進技術の普及

- ・ 途上国支援多国間基金
- ・ 「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」構想
- ・ 太陽光発電世界一の座の奪還
- ・ 全白熱電球の省エネ電球への切り替え
- ・ 省エネ住宅・ビル、200年住宅

② 国全体を低炭素化へ動かしていくための仕組み

- ・ 今秋、排出量取引の国内統合市場の試行的実施、実験を開始
- ・ 今秋、環境税を含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し
- ・ 来年度からカーボン・フットプリント制度の試行的な導入実験を開始

③ 地方の活躍

- ・ エネルギー、食糧の地産地消
- ・ 10程度の環境モデル都市を選定・支援

④ 国民主役の低炭素化

- ・ サマータイム
- ・ 7月7日を「クールアース・デー」に

排出量取引の国内統合市場の試行的実施について

福田前総理演説（平成20年6月9日「低炭素社会・日本」をめざして）

- CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムをフルに活用して、技術開発や削減努力を誘導していくという方法を積極的に活用していくことが必要。
- いつまでも制度の問題点を洗い出すのに時間と労力を費やすのではなく、むしろ、より効果的なルールを提案するくらいの積極的な姿勢に転ずるべき。
- 今年の秋には、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始。
- 実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルールを、そして、マネーゲームが排除される、健全な、実需に基づいたマーケットを作っていくことが重要。
- ここでの経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにする。技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度はどうあるべきかしっかりと考える。
- 日本の特色を活かせる設計を行い、国際的なルールづくりの場でもリーダーシップを発揮。

低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）

- 本年秋に、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始する。
- その具体的な仕組みについては、京都議定書目標達成計画や、同計画に位置付けられている自主行動計画との整合性も考慮しつつ、参加企業等が排出量や原単位についての目標を設定し、その目標を達成するに当たり各種の排出枠・クレジットの売買を活用できる仕組みを軸に、既存の制度や企画中の制度を活用しつつ、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらうことを念頭に、制度設計を進めることとする。目標設定の方法、取引対象とする排出枠・クレジットの種類、排出量のモニタリング・検証方法等の検討課題について、関係省庁から成る検討チームにおいて、2008年9月中を目途に試行的実施の設計の検討を進め、10月を目途に試行的実施を開始する。
- この試行的実施の経験をいかしながら、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにしていく。

1. 目的

排出量取引の国内統合市場の試行的実施(以下「試行実施」という。)は、CO₂の排出削減には、CO₂に取引価格を付け、市場メカニズムを活用し、技術開発や削減努力を誘導する方法を活用する必要があるとの観点に立って、低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日閣議決定)において、平成20年10月から開始することとされたものである。

試行実施に当たっては、実際に削減努力や技術開発に繋がる実効性あるルール、マネーゲームが排除される健全な実需に基づいたマーケットの構築を目指すこととする。

また、試行実施により得られた経験を活かして、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにするとともに、技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度のあり方を考え、国際的なルールづくりの場でのリーダーシップの発揮につなげることとする。

2. 概要

試行実施は、以下の2つの仕組みにより構成される。

① 企業等が削減目標を設定し、その目標の超過達成分(排出枠)や②のクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組み(「試行排出量取引スキーム」)

② ①で活用可能なクレジットの創出、取引

- ・ 国内クレジット(京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業や森林バイオマス等に係る削減活動による追加的な削減分として創出されるクレジット)

- ・ 京都クレジット

その上で、「国内統合市場」となるよう、各種の排出枠・クレジット(①の排出枠、②のクレジット)は、以下のように取り扱われるようにする。

- ・ 等しく①の目標達成に充当できる。
- ・ 取引に関する価格指標等が提供される。

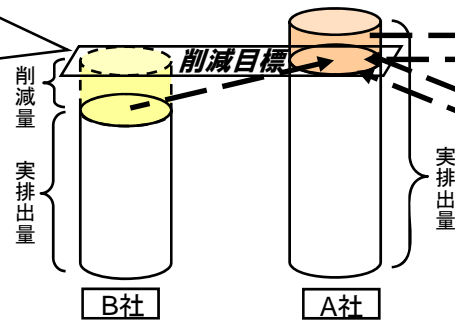
排出量取引の国内統合市場の試行的実施の概要

国内統合市場

① 試行排出量取引スキーム

- ▶ 企業が自主削減目標を設定、その達成を目指して排出削減を進める。目標達成のためには、排出枠・クレジットが取引可能。
- ▶ 排出総量目標、原単位目標など様々なオプションが選択可能であり、多くの企業の参加を得て日本型モデルを検討。

自主行動計画と
整合的な目標。
妥当性を政府で
審査の上、関係
審議会等で評
価・検証。



必要な排出
量の算定・
報告、検証
等を実施。

② 国内クレジット

大企業等が技術・資金等を提供して中小企業
等が行った排出抑制の取組を認証(国内クレ
ジット)する制度。

協働(共
同)事業

資金・技術

国内クレジット

排出削減

C社(中小企業等)

③ 京都クレジット

〔海外における温室効果ガス削減分〕

自主参加型国内排出量取引制度
(JVETS)は、①の参加類型の一つ

自主行動計画への反映等を通じて京都議定書目標達成に貢献

制度のポイント

- 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、**実効性のある排出削減**を行うための様々なメニューを用意。
- **国内統合市場**として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- 来年初頭(1~3月)及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

3. 排出削減目標の設定

1. 目標の設定主体

○事業所・個別企業・複数企業(企業グループ)とする。

(注)原則として「業界団体を構成する企業全体」での参加は認めない。

2. 対象ガス

○エネルギー起源CO₂とする。

3. 目標の設定方法

○参加者(目標設定参加者)が目標を自主的に設定する。

○自主行動計画参加企業の目標は、

- ・自主行動計画と整合的なものとする。

- ・目標の水準は、安易な売り手の参加を助長しないため、①当該参加者の直近の実績以上、②目安として、参加者の所属する自主行動計画の目標又は実績のうちいずれか高い水準以上とする。なお、特段の事情がある場合には、個別事情を踏まえ別途判断。

○自主行動計画非参加企業の目標は、環境省自主参加型国内排出量取引制度の目標設定方法も参考としつつ、必要な目標設定方法の整備を図る。

○排出総量目標又は原単位目標のいずれも選択可能とする。

○目標達成のために、他の参加者の目標の超過達成分(排出枠)、国内クレジット、京都クレジットを活用可能とする。

4. 目標を設定する期間

- 自主行動計画において定めている2010年度の目標を目安として、2008～2012年度のうち全部又は一部の年度を目標の設定年度(連続する年度に限らない)として任意に選択する。
- その選択した設定年度の各年度(目標年度)ごとに、排出削減目標を設定し、目標達成の確認を行う。

5. 目標設定に当たっての登録方法

- 政府の運営事務局に対して所管省庁を通じて、目標等を申請する。
- 目標の妥当性については、政府が審査・確認を行う。また、自主行動計画の評価・検証制度と同様に関係審議会等において評価・検証を行う。

4. 取引ルール

1. 取引への参加

(1) 取引主体

排出枠の取引は、目標設定参加者のほか、取引参加者も行うことができる。

(2) 口座の開設

- 排出枠の取引を行う目標設定参加者、取引参加者は、売り手・買い手ともに、政府の運営するシステム上への口座の開設が必要。
- 排出枠の取引を行わない目標設定参加者の口座の開設は任意。

2. 取引の実施

(1) 排出枠の交付の時期

- 排出総量目標を設定した参加者は、以下のいずれかを選択できる。
 - ・ 排出総量目標に相当する排出枠の事前交付を受ける。(その目標年度終了前にも取引が可能。)
 - ・ 目標と実績の差分を事後的に清算する。(目標年度終了後に、希望して口座を開設した者に対しては、超過達成分に相当する排出枠が交付され、取引が可能となる。)
- 原単位目標を設定した参加者は、目標と実績の差分を事後的に清算する。(排出枠の交付・取引については、排出総量目標設定参加者が事後清算する場合と同様。)

(2)取引の実施

- 排出枠の取引は、参加者の責任において自由に行うことができる。
- 排出枠の移転は、取引主体が自ら口座上で行う。

3. その他

(1)コミットメントリザーブ

安易な売り過ぎを防止するため、排出枠の事前交付を受けた場合には、その9割は償却以前の取引の対象とすることができない。

(2)「マネーゲーム」への対応

「マネーゲーム」による問題が発生しないよう、次の措置を講ずる。

- 排出枠の繰り越し(バンキング)、借り入れ(ボローイング)を認める。
- 排出枠の価格指標等の提供の可能性を検討する。
- 投機的な取引のために価格が暴騰するなどの場合には、政府は、適正化のための具体的な措置を検討し、実施する。

5. 排出量の算定・報告、検証、目標達成確認

1. 排出量の算定・報告、検証

(1) 算定・報告、検証

- 目標設定参加者は、目標年度終了後、排出量を算定し、政府に報告する。
- 算定された排出量については、検証を受ける。

(2) 具体的な手続

① 自主行動計画参加企業の場合

- 排出量の算定・報告、検証は、原則として、自主行動計画の評価・検証制度のプロセスを通じて行う。
- また、排出枠を売却する場合には、排出量について、政府が適当と認める第三者検証機関の検証を受ける。それ以外の場合も、自らが希望して、第三者検証機関の検証を受けることができる。

② 自主行動計画非参加企業の場合

- 排出量の算定・報告、検証は、別途作成するガイドラインに沿って行う。
- 排出量について、政府が適当と認める第三者検証機関の検証を受ける。

2. 目標達成確認

(1) 排出枠・クレジットの償却、目標達成確認

- 政府は、運営するシステムにおいて、以下の方法で目標設定参加者の目標達成等を確認する。
 - 排出枠の事前交付を受ける参加者：実排出量に相当する排出枠・クレジットの償却を確認。
 - 事後清算を行う参加者：目標と実績の差分がプラスの場合は超過分を記録（希望して口座を開設した者にはこれに相当する排出枠を交付）、マイナスの場合はこれに対応する排出枠・クレジットの償却を確認。

(2) バンキング、BORROWING

排出枠の余剰、不足が生じた場合には、排出枠の繰り越し（バンキング）、借り入れ（BORROWING）ができる。

6. スケジュール

当面、以下のスケジュールにより実施する。

2008年10月21日 参加企業の募集開始

※2008年度からの参加者の募集期間は12月12日まで。

※2009年度以降からの参加者の募集期間についても、集中募集期間を定めて募集。

2009年6月30日 自主行動計画参加企業の第三者検証機関の
検証受検の届出期限

2009年8月31日 前年度の排出量の報告締切

2009年9月30日 検証報告書の提出

2009年10月中旬 実績の確定

2009年11月末日～12月中旬

排出枠・クレジットの償却期限、目標達成確認

7. クレジットの創出、取引

(1) 国内クレジット

○京都議定書目標達成計画に基づき、中小企業等（自主行動計画に参加していない者）が行う排出削減事業に対し、所要の手続きを通じて、認証されるクレジット。

○大企業等と中小企業等との協働（共同）事業として実施される。

(2) 京都クレジット

○京都クレジットについては、京都議定書に基づき、既にその創出、取引等に関するルールが定められている。

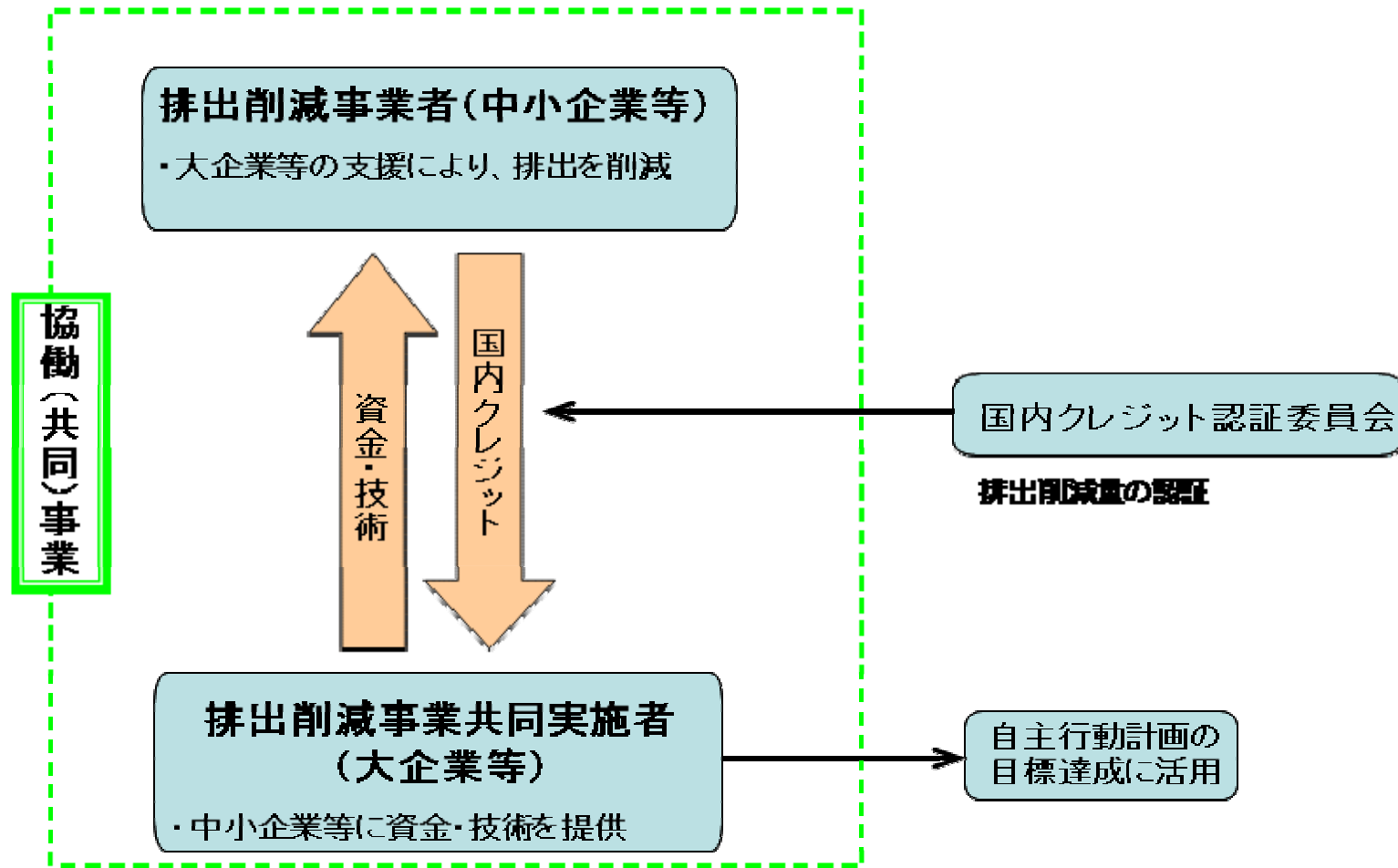
8. 国内クレジット

1. 目的

国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する制度

2. 対象となる排出削減事業

- 中小企業等、自主行動計画参加企業以外の者による事業
（注）大企業等（自主行動計画参加企業）との協働（共同）事業として原則実施
- 中小企業に加え、農林業、各種サービス等の民生部門の幅広い主体を対象



※国内クレジット認証委員会の事務局については、国内クレジット制度運営規則に基づき、経済産業省、環境省、農林水産省が共同で運営。

9. フォローアップ

(1) 項目

- ① 技術とモノ作りが中心の日本の産業に見合った制度として、削減努力や技術開発に繋がる効果はあったか。
- ② 円滑な取引や価格発見など市場メカニズムは適正に機能したか。他方、「マネーゲーム」による弊害はなかったか。
- ③ 排出枠・クレジットの発行・管理や自主目標の達成確認等のシステムは安全かつ円滑に機能したか。
- ④ 参加者の実施コスト（取引、モニタリング、検証等）はどの程度であったか。
- ⑤ 国際的なルールづくりに貢献できる知見として何が得られたか。

(2)スケジュール

① 中間レビュー

試行実施の開始に伴い生じる課題等については、2008年度の参加者に関する一連の手続(排出目標の設定等)の終了後にフォローアップを行い(2009年1~3月)、翌年度の仕組みに反映させる。

② フォローアップ(第1回)

試行実施に関する全般的評価については、2008年度の参加者の目標達成確認が終わった段階で、2009年度に行うこととされている京都議定書目標達成計画の評価・見直しと併せ、フォローアップを行う(2009年秋頃)。

10. 運営事務局

政府は、試行実施を円滑に運営するため、内閣官房、経済産業省、環境省で構成する運営事務局を置く。

第2部

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」 と「JVETS」の関係

試行排出量取引スキームとJVETSの関係

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」における参加企業の基本的整理

「自主行動計画参加企業」



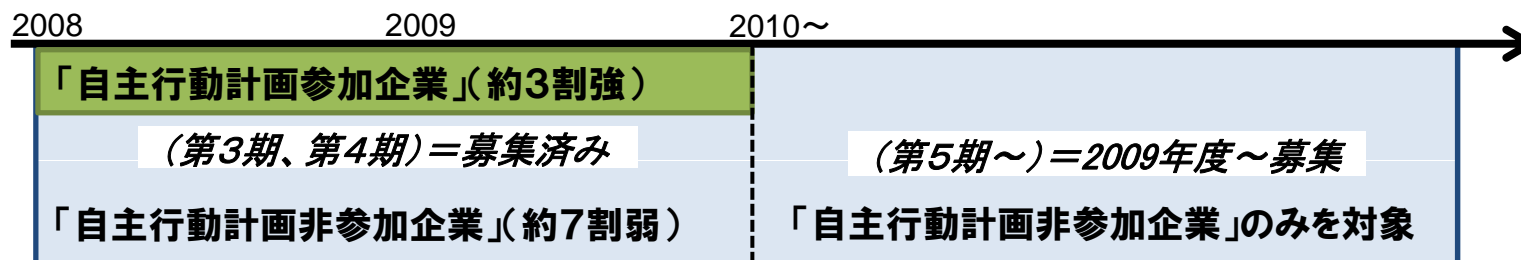
・試行排出量取引スキーム

「自主行動計画非参加企業」



・試行排出量取引スキーム(JVETS含む)
・国内クレジット

上記を踏まえたJVETSの整理



(第5期以降について)

- 自主行動計画非参加企業(主に中小規模の工場・事業場)を対象とする。
- 補助金あり・なしともに存続する。
- 実施ルール等については、随時改訂を行う。

JVETS第3・4期参加企業の試行実施における位置づけ

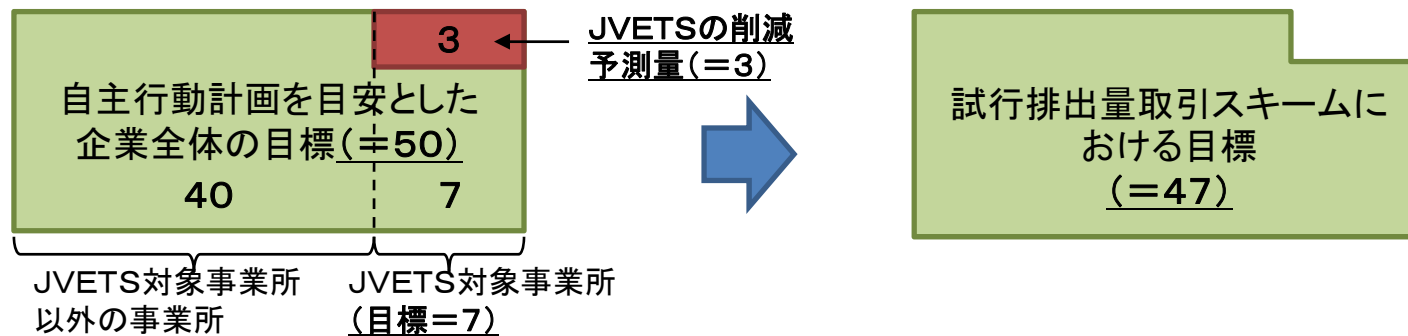
- ①環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)は、排出量取引の国内統合市場の試行的実施における「試行排出量取引スキーム」の参加類型の一つとして整理される。
- ②JVETS第3期、第4期への参加企業は、試行排出量取引スキームへの参加企業として取り扱われる(同スキームでは参加企業名を公表予定)。
- ③従来の形のままでJVETSに参加することに加え、企業単位や複数年度の目標設定へと変更を行い、試行排出量取引スキームに参加することも可能。
- ④JVETSにおいて交付される排出枠、試行排出量取引スキームの排出枠は、いずれもすべての参加者の目標達成に等しく充当することが可能となる(自主行動計画への反映も可能)。
- ⑤JVETS参加事業所については、原則として、引き続き、JVETSの実施ルールやスケジュールが適用される。(試行実施の開始に伴う留意点についてはP.33を参照)
- ⑥JVETS参加事業所以外の事業所を含めた企業単位で試行排出量取引スキーム参加する場合は、次頁以降の方法により、企業単位での目標設定を行うことが必要となる。この場合、試行排出量取引スキーム上の目標達成確認と、(JVETS参加事業所については)JVETS上の目標達成確認の双方が行われる。

企業単位での参加方法

JVETS参加事業所がその参加年度において企業単位で参加する場合には、以下の通りとする。

(1) 企業目標の設定

JVETS参加事業所を含む企業単位で試行排出量取引スキームに参加する場合は、JVETSの削減予測量を反映した企業目標を設定する。



また、総量目標・事前交付での参加とすることを原則とする。

具体的な設定方法や排出枠の交付については、以下のとおり。

- ①所属業種が自主行動計画を策定している場合・・・(パターンA)
- ②所属業種が自主行動計画を策定していない場合・・・(パターンB)

※削減予測量を控除する趣旨は、JVETS上で排出枠の割り当てがないものを試行実施においても割り当てないためである。判断に迷う場合、環境省に個別に相談すること。

＜パターンAの場合：

自主行動計画参加企業、総量目標、事前交付＞

①自主行動計画の業種目標を目安とした企業全体の目標値を算出。

②①で算出した目標値から、JVETS参加事業所における削減予測量を控除したものを企業目標として設定。

③②で設定した企業目標に相当する排出枠が交付される。

（JVETS第3期への参加事業所については、JVETS上の排出枠が既に交付されているので、これを控除した残りの量が交付される。）

＜パターンBの場合：

自主行動計画非参加企業、総量目標、事前交付＞

①JVETSの補助金なしの参加類型への参加となるため、JVETS補助金なしの場合の方法(※)により企業全体の目標値を算出。

(※)初年度の目標については、直近3か年の実績の平均値に比べ1%以上の排出総量削減、翌年度以降の目標については、当該年度の前年度の目標に比べ1%以上の排出総量削減とする。

②現在補助金あり参加者の場合は、①で算出した目標値から削減予測量を控除したもの、現在補助金なし参加者の場合は①で算出した目標値そのままを企業目標として設定。

③②で設定した企業目標に相当する排出枠が交付される。

④(JVETS第3期への参加事業所については、JVETS上の排出枠が既に交付されているので、これを控除した残りの量が交付される。)

(2)企業目標の審査

(1)で設定した企業目標については、他の試行排出量取引スキームへの参加者と同様、以下の水準を満たすかどうか、所管省庁又は運営事務局の審査・確認を受ける。

①所属業種が自主行動計画を策定している場合(パターンA)

(i)当該企業の直近の実績以上の水準

(ii)目安として、当該企業の属する業種の自主行動計画の目標
又は実績のうちいずれか高い水準以上の水準

※特段の事情があれば個別判断。

②所属業種が自主行動計画を策定していない場合(パターンB)

当面、JVETS補助金なし参加者と整理されるため、環境省において判断。

複数年度での参加方法

JVETS参加者が、JVETSの削減対策実施年度(実施年度)終了後も複数年度にわたり、試行排出量取引スキームに参加する場合は、以下の考え方に従い、実施年度の次年度以降の目標を設定する。

	JVETS参加事業所で試行に参加	企業単位で試行に参加
自主行動計画策定業種に属する企業	JVETS上の目標をそのまま目標として設定。	前述パターンAのとおり、企業目標を設定。
自主行動計画非策定業種に属する企業	実施年度の目標に比べ、毎年度1%以上ずつ排出総量削減を行う目標を設定。 (JVETSタイプBへの参加)	前述パターンBのとおり、企業目標を設定。

※目標の妥当性については、政府が審査・確認を行う。

※実施年度以降も引き続きJVETSに参加する場合は、JVETSのルールに従い目標設定を行う。

スケジュール

(JVETS第3期参加者と試行排出量取引スキーム参加者)

〈JVETS第3期参加者〉

20年4月

- 削減対策実施及び排出量取引開始
- ・目標保有参加者に排出枠初期割当量交付
- ・21年8月末まで排出枠の自由な移転が可能

21年3月

- 削減対策実施期間終了

21年4月～8月末

- 調整期間(4月～8月末)
- ・目標保有参加者の前年度排出量算定・検証
- ・排出枠の移転は継続して行うことが可能
- 償却期限(8月末)
- ・目標保有参加者は、前年度の排出量実績に応じた排出枠をこの期限までに償却

21年9月

- バンキング期間(2週間程度)
- ・必要に応じて、余剰となった排出枠を次期制度へ移転することが可能
- 事業完了

〈試行排出量取引スキーム参加者〉

20年10月～(随時)

- 参加企業の募集開始
- ・随時参加可能
- ・20年4月にさかのぼっての参加可能
- ・12月中旬までを集中募集期間とし、20年度を目標年度とする目標設定参加者の参加申請は、この期間に受け付ける

21年春頃

- 関係審議会等において自主行動計画の評価・検証と併せ20年度参加者の目標水準を確認

21年6月末

- 自主行動計画参加企業の第三者検証機関の検証受検の申請期限

21年8月末

- 算定報告書の提出期限

21年10月中旬

- 実績の確定

21年11月～12月

- 20年度の償却期限、目標達成確認

20
年度

21
年度

スケジュール

(JVETS第4期参加者と試行排出量取引スキーム参加者)

〈JVETS第4期参加者〉

20年4月～

- 募集・採択
- 設備整備期間(～21年3月末)
- 基準年度排出量の算定・検証

21年3月末

- 設備整備完了

21年4月

- 削減対策実施及び排出量取引開始
 - ・目標保有参加者に排出枠期割当量交付
 - ・22年8月末まで排出枠の自由な移転が可能

22年3月末

- 削減対策実施期間終了

〈試行排出量取引スキーム参加者〉

20年10月～(随時)

- 参加企業の募集開始
 - ・随時参加可能
 - ・20年4月にさかのぼっての参加可能
 - ・12月中旬までを集中募集期間とし、20年度を目標年度とする目標設定参加者の参加申請は、この期間に受け付ける

21年春頃

- 関係審議会等において自主行動計画の評価・検証と併せ20年度参加者の目標水準を確認

21年6月末

- 自主行動計画参加企業の第三者検証機関の検証受検の申請期限

21年8月末

- 算定報告書の提出期限

21年10月中旬

- 実績の確定

21年11月～12月

- 20年度の償却期限、目標達成確認

20
年
度

21
年
度

試行実施の開始に伴う留意点について

- ・ 目標達成に使える排出枠・クレジットに、従来のJPA及びCER等に加え、「試行排出量取引スキームの排出枠」を追加。
- ・ 国内クレジットは当面、大企業等と中小企業等との協働(共同)事業とされており、そこから生まれるクレジットが流通することは想定されていない。
- ・ コジェネクレジットは自己の目標達成にのみ充当できることとする。
- ・ 電力の排出係数については、JVETSのデフォルト値(0.000391t-CO₂/kWh)をそのまま適用する(試行排出量取引スキームでは、各年度の実績を使用)。
- ・ 翌年以降もJVETSを含む試行実施に引き続いて参加する場合、バンキング申請は不要。余剰排出枠は自動的に翌期へ繰り越される。